

【書評】

本宮裕示郎
『イギリスの自由教育論争——教養をめぐる科学と文学の相克』
(東信堂、2023年)

谷川 至孝

(京都女子大学)

本書の課題は、T.H.ハクスリー（1825-1895）とM.アーノルド（1822-1888）の「論争に焦点を合わせて、19世紀の自由教育（liberal education）論争を再整理し、両者が提示した教養（culture）概念の意義と課題を明らかにする」（3頁）と冒頭で明確に記されている。そこで、まずハクスリーとアーノルドとはどのような人物なのか。ハクスリーは初等学校に勤務する父親のもとに生まれたが、少年期、正規の学校教育を受けたのは二年間のみであった。その後、医学を学び王立鉱山学校に採用され1885年まで務めた。その間、王立委員会など科学教育に関する調査委員会に参加したり、ロンドン学務委員会の委員を務めたりと、科学教育の推進と普及に貢献した。一方、アーノルドの父親はラグビー校で教育改革をすすめたレジェンド、トマス・アーノルドである。本人はウィンチェスター校とラグビー校を経て、オックスフォード大学に進学。卒業後、1851年から1886年まで勅任視学官として働いた。またそのかわり詩人としても活躍し、オックスフォード大学の詩学教授も務めた。

次に「自由教育論争」について。両者が生きた19世紀イギリスでは、「論争の対象となった自由教育とはエリート教育と同義であった」（5頁）。それは、パブリック・スクールやオックスブリッジ両大学で享受する、人文主義的な教育を意味していた。それに対し、科学教育を取り入れたドイツやフランスの産業・工業面での発展等を背景に、古典語の暗記などを専らとした旧来の英国の自由教育に科学教育を導入すべきという主張が高まり、19世紀中頃から後半にかけて自由教育論争が引き起こされた。こうして、科学教育推進派の代表としてのハクスリーと文学擁護派の代表としてのアーノルド、両者の論争が注目されるようになった。

さて、本宮は、冒頭で述べられた課題を解明するにあたって、次の三つの小課題を設定している。第一は、「教養概念をめぐるハクスリーとアーノルドの論争が、自由教育論争において占める位置を明らかにすること」（16頁）であり、それによって、「新しい自由教育の在り方を模索した両者がどのような問題意識を共有していたのか」、「論争を成り立たせていた共通の土台」（16頁）を明確にすることである。第二は、両者は「古代ギリシャの精神」の再興をともに求めていたが、科学が新興し産業主義化が進行する19世紀イギリスの自由教育に「古代ギリシャの精神」を取り戻すためには、「古代ギリシャでは一線を画するものとみなされていた真・善・美と実用性の関係を再考する必要にも迫られていた」。そこで第二の課題は、「古代ギリシャの精神」との関連の中で、ハクスリーとアーノルドは「どのような人間観を抱き、真・善・美と実用性の関係をどのように解釈していたのか」（17頁）、両者の教養概念の比較検討を通じて明らかにすること

である。第三は、科学の新興は実証性や客観性の価値を押し上げ、当時道徳教育の役割を主に担っていた宗教教育の見直しを迫っていた。そこで、両者は「道徳性の涵養という観点から科学にどのような価値を見出していたのか」(18頁)、「どのような道徳観を抱き、道徳性をどのように涵養することを目指したのか」(17頁)を明らかにすることであった。

本書の構成は以下のとおりである。まず、序章の第1節はハクスリーとアーノルドの経歴や時代背景、自由教育論の歴史的展開の概略が述べられ、第2節では両者の自由教育論争についての先行研究が整理され、第3節で先ほど述べた三つの小課題について語られ、第4節で本研究の構成がまとめられている。続いて、第1章では小課題のうち第一の課題を、第2章で第二の課題を検討している。そして、第3～5章で第三の課題を検討しており、第3章ではハクスリーに焦点を当て、科学教育を推進した「ハクスリーの自然観を通時的に整理することを通じて、科学教育によって道徳性の涵養が導かれる論理を考察」(19-20頁)している。第4章では、アーノルドに焦点をあて、文学を擁護する立場のアーノルドの「1860年代の科学観と1870年代以降の科学観を比較検討することで、アーノルドは科学に何を期待し、何を諦めたのか、ひいては科学に期待できない文学の価値とは何であったのか」(20頁)を明らかにしている。第5章は、ハクスリーとアーノルドの初等教育カリキュラム論を比較検討することを通じて、「すべての子どもが教養を身につけるために、どのようなカリキュラムを構想していたのか」(20頁)両者の異同を整理している。そして、終章では本研究の成果と課題がまとめられている。

さて、本学会は定期的に研究会を開催しており、2023年11月の研究会は本宮会員にご発表いただいた。その折、私は論争当時の自由教育・教養論と階級との関連を質問した。本稿もその点を提起したい。

自由教育論争が展開されたのは1850年代から80年代である。この時期はどのような時代だったのか。15世紀末に始まった第一次エンクロージアは17世紀後半から18世紀の第二次エンクロージアと続いた。それは地主が農地を囲い込み、それまでそこで働いていた小作人を工場や農場の賃金労働者と変え、労働者階級を誕生させた。また、18世紀後半から始まる産業革命には多くの労働者を必要とし、あらたに誕生した労働者を吸収した。こうして、この自由教育論争が展開された時代には、僧侶や貴族、地主という旧来からの支配階級(特権的な参政権の維持によりその勢力は依然として強かった)と、新たに誕生した二つの社会階級=産業や商業を営む新興ブルジョアジー(中産階級)と労働者階級との三つの階級が英国社会を構成するようになっていた。

そして、教育も「1850年から1870年にいたる時期が、イギリスの教育における決定的に大事な『変革の時期』」(サイモンⅡ：i頁)であり、それぞれの階級に応じた教育が形成されていた。その中で、労働者階級への教育はまさしく草創期であった。その教育の制度化にあたって、工場法は見過ごすことができない。工場法の端緒は1802年工場法だが、その後度重なる改正が行われ、児童労働の規制と教育の保障が表裏の関係で進められた。そして、1833年から貧困階級の学校の校舎建築費補助という形で、史上初めて国庫補助が行われ(サイモンⅠ：190頁)、1870年に基礎教育法が成立し「国民の教育制度の構造が完成」(サイモンⅠ：iv頁)する。

また、次のような社会の動きがこれら教育制度の原動力となった。1868年には労働組合のナショナルセンター、労働組合会議が結成された。中産階級では、労働者が権限を保有するのに適

格となるよう教育が与えられなければならない、「教育は選挙権の不可欠の付帯条件」(サイモン I : 433頁)との考えや、「新しい技術を使いこなすために、労働者たちが最低限の教育を受けていなければならない」(サイモン I : 438頁)との考えが広がりつつあった。そこには人権としての教育保障だけではなく、治安維持や体制維持、経済活動に役立つ従順な民衆を育成する意図もあった。このようにそれぞれの階級の思惑が交錯する中で、労働者階級は非宗派的、義務的で無償の人権としての教育を求めるようになっていた。こうして成立した1870年基礎教育法は、授業料を払うことのできない親にそれを免除した。1876年基礎教育法は親の教育を受けさせる義務を初めて宣言し、1880年の基礎教育法は義務教育として5歳から10歳までの就学を求めた(『英国の教育』第二章等参照)。

なお、学務委員会も1870年基礎教育法によって誕生したが、ハクスリーは第1回のロンドン学務委員会委員に選出されている(サイモン I : 446頁)。方やアーノルドは、1858年に設立されたニューカッスル委員会に外国視察補助委員として参画している(同 : 114頁)。そしてこの委員会は「イングランドにおける民衆教育の現状を調べ、……どんな処置が、人民の全階級に対する健全で安上がりな基礎教育の発展にとって必要とされるかを審議する」(同422頁、下線谷川)委員会であった。このように両者は国民教育制度が確立されていく激動の時代の第一線で活躍していたのである。

さて、本宮も当時の英国について「自由教育論争の背後では、経済面での資本主義化、政治面での民主主義化が同時に進行する『かつてない激動』をイギリス社会は経験していた」(28頁)と記している。そして、階級と関わって、「19世紀を通じて、イギリスでは、受けられる教育が社会階級に規定されて」いた(5頁)とも認識している。その中で、自由教育論争が展開されるわけだが、ここで注目されるのは、自由教育を見直し、それをハクスリーもアーノルドも全階級に提供しようと考えていたことだ。本宮は第1章で以下のとおり論じている。まず、自由教育論争の代表的な論者として、ハクスリーとアーノルドの他にニューマン、シジウィック、ミルの三者を取り上げ検討している。そして「それぞれの自由教育・教養論で誰が対象とされていたかに着目すると、自由教育の場を中学校や大学で考えていたニューマン、ミル、シジウィックという三人と、すべての子どもが身につけるべきものとして教養と考えていたハクスリー、アーノルドという二人で大別できる。いわば、前者三人の問題意識が、エリート教育としての自由教育の改革に向けられていたのに対して、後者二人の問題意識は、自由教育をすべての子どもが受けられる教育へと改革することに向けられていた」(45頁)。

つまり、当時労働者階級が受けていた教育は初等教育であり、制度的に「それ自身で完結していた」(大田 : 2頁)。従って、自由教育の場を中学校や大学で考えていたニューマン、ミル、シジウィックの視野には、労働者階級の教育は入ってこない。それに対し、ハクスリーとアーノルドは労働者階級も含め「すべての子ども」を対象とし、従って、初等教育を自由教育の場と考えていた。この図式の意味を、本宮は次のとおり力説している。新たな階級の新興と従来のエリート教育としての自由教育の揺らぎに対し、ニューマン、ミル、シジウィックは新たなエリート教育の在り方を模索した。それに対し、「労働者階級の子どもたちの教育環境に直に触れ、当時の子どもたちの知性と道徳性の不足を痛感していた」(46頁)ハクスリーとアーノルドは、「自由教育を誰もが享受できるものへと改革することを通じて、社会階級と結びつけられた当時のイギリ

スの教育制度に対してもメスを入れることを試み」(46頁)た。こうして「ハクスリーとアーノルドはエリート教育ではない自由教育のあり方を模索していた」(46頁)。

以上の文脈から本宮の関心は当然初等教育に向かう。そこで、第5章の「初等教育カリキュラム論の比較検討」は、この文脈と意味を持つ重要な章となる。第5章の冒頭で本宮は次のとおり述べている。当時、労働者階級の子どもたちの多くが「貧困と長時間労働に苦しめられ、初等教育を受ける機会すら十分にもたず、知的・道徳的な退廃」(131頁)が問題とされる状況にあり、その中で、宗教的・道徳的教化を目的に宗教教育と「読み・書き・算」を中心とする初等教育カリキュラムが実施されていた。この教育制度確立の草創期に「ハクスリーとアーノルドは初等教育を誰もが受けられる自由教育にするべく、幅広い科目で構成されるカリキュラム論を展開したのである」(132頁)。

それでは、両者はどのような初等カリキュラム論を展開したのか。第5章の4節は、両者のカリキュラムの違いについて次の通り論じる。第一に、ハクスリーが「身体的な訓練」と「家事と家庭経済の初歩」という科目を設定していることに着目し、ハクスリーはこれらの科目を「貧困や長時間労働に苦しめられていた当時の労働者階級の子どもたちの日常生活上の困難を解決するという」(148頁)問題意識から設定しており、「子どもたちの生活のリアルを直視し、当時直面していた実際の課題への対処も視野に入れたカリキュラムを構想していた」。それに対しアーノルドは、「実際の生活とは一線を画す、精神的な向上を一貫して求めていたと言えるだろう」(148頁)。第二に、ハクスリーが「人間をも注意深く正確に観察することによって、道徳的な行為が導かれると考え」、科学と道徳性の涵養を結び付けていたのに対し、アーノルドの初等カリキュラム論では、「科学教育で獲得するものは知識にとどまり、知識をどう使うか、その道徳的な判断を可能にする役割は文学」に与えられ、「科学教育と道徳性の涵養は切り離されていた」(149頁)。

当時の労働者階級の子どもの状況を確認しておく。1870年現在、6歳から12歳までの児童345万人の内、150万人が教育を受けずにいた(大田：6頁)。学校に来る子どもたちも、「たいへんな数の子どもたちが、ほとんど飢えんばかりの状態で学校に出てきている」(サイモンⅡ：144頁)。また当時少なからずの子どもたちは半労半学制であり、「半労半学の子どもたちは、疲れ果てて彼らの机でねむりこんでしまっている」(同：173頁)。そして、当時労働者階級の初等教育を担った基礎学校は、大規模な学級、助教制度、厳しい規律、3Rsへの集中、機械的暗記学習と詰め込みで特徴づけられる(サイモンⅡ：119-127頁)。総じて「労働者の子どもたちが、基礎学校に在学している短い期間に、その知性を効果的に啓培されるということは、ほとんどできないことであった」(サイモンⅡ：127頁)とさえサイモンは述べる。

本書を一読した際、総合制中等学校が登場するはるか以前、逆に階級ごとに教育が分化されていく時代に、ハクスリーとアーノルドは全階級に共通した教養教育をめざしたことにまずは驚かされた。一方、当時の労働者階級の子どもたちの生活や教育の状況を考えると、その教養教育は現実的な提案足りえたか、素朴な疑問を抱いた。ただし、この疑問は、邦文は言うに及ばず、歴史的な原著や近現代の英文を豊富に読破し、それらに要した時間や労苦に基づいて執筆された本書の価値を損なうものではないことは記しておかねばならない。

【引用・参考文献】

大田直子（1985）「イギリス義務教育無償をめぐる問題：1891年教育法について」『経済と社会』13号

B.サイモン著、成田克矢訳『イギリス教育史Ⅰ』（1977）、『同Ⅱ』（1980）（亜紀書房）

中島千恵（2017）「第二章：英国教育の歴史、第二節：初等・中等教育の歴史・特色」日英教育学会編
『英国の教育』（東信堂）

三好信浩（1964）「公教育制度の成立過程における英国工場法の教育史的意義」『茨城大学教育学部紀
要』14号